

## 決算特別委員会会議録

開会時間 午前 10 時 04 分

閉会時間 午後 2 時 00 分

日時 平成 24 年 10 月 22 日 (月)

場所 第 3 委員会室

委員出席者 委員長 木村富貴子  
副委員長 棚本 邦由  
委員 臼井 成夫 高野 剛 石井 脩徳 堀内 富久  
塩澤 浩 桜本 広樹 清水 武則 皆川 巖  
保延 実 仁ノ平尚子 丹澤 和平 大柴 邦彦  
永井 学 高木 晴雄 久保田松幸 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

産業労働部長 新津 修 産業労働部理事 中込 雅 産業労働部理事 高根 明雄  
産業労働部次長 堀内 浩将 産業労働部次長(産業集積推進課長事務取扱) 小林 明  
産業政策課長 伊藤 好彦 海外展開・成長分野推進室長 内藤 正浩  
商業振興金融課長 赤池 隆広 産業支援課長 藤本 勝彦  
労政雇用課長 塚原 稔 産業人材課長 遠藤 克也

教育長 瀧田 武彦 教育次長 岩波 輝明  
総務課長 秋山 孝 福利給与課長 堀内 正基 学校施設課長 駒井 和彦  
義務教育課長 渡井 渡 高校教育課長 赤池 亨  
新しい学校づくり推進室長 池田 友博 社会教育課長 近藤 周利  
新図書館建設室長 渡辺 恭男 スポーツ健康課長 相原 正志  
学術文化財課長 高橋 一郎

警察本部長 真家 悟 警務部長 砂山 和明 交通部長 中澤 明彦  
刑事部長 保坂 廣文 警備部長 門西 和雄 総務室長 小野 和夫  
生活安全部長 宮崎 清 会計課長 川崎 雅明 首席監察官 有泉 辰二美  
警務部参事官 輿石 靖 交通部参事官 深沢 智明  
警備部参事官 渡辺 茂 刑事部参事官 秋山 一哉 生活安全部参事官 古屋 一栄  
捜査一課長 小林 仁志 地域課長 奥脇 勝美 交通規制課長 長田 法  
運転免許課長 金丸 文夫 交通指導課長 本田 光彦 警備二課長 海野 錦  
生活環境課長 中山 良彦 少年課長 岡田 寿雄 通信指令課長 一瀬 浩  
組織犯罪対策課長 松本 光義

出納局次長(会計課長事務取扱) 吉田 泉

議題 認第 1 号 平成 23 年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午前 10 時 04 分から午前 11 時 43 分まで産業労働部及び教育委員会関係、午後 1 時 04 分から午後 2 時 00 分まで警察本部の部局審査を行った。

## 質 疑 産 業 労 働 部 ・ 教 育 委 員 会 関 係

(企業誘致の推進による産業集積の促進について)

桜本委員 成果説明書の 4 ページ、企業誘致の推進による産業集積の促進ということで、産業集積推進課で平成 23 年度に 22 件の工場立地を図ったとされているんですが、具体的に正規の雇用が何人、あるいは非正規の雇用が何人といった数字はお持ちでしょうか。

小林産業労働部次長 大変申しわけありません。雇用の方は別統計になっており、私どものほうでは正確な数字はつかんでおりません。

白井委員 今の質問についての関連ですが、何十社の誘致ができたかということ、その都度、職員は言うのだけれども、せめて私どもにその誘致企業の一覧を提示すべきだと思うけれども、部長、それいかがかな。

小林産業労働部次長 これは国の指定統計に入っており、難しいところがございます。そこで、概数により委員の皆様にお知らせする次第でございます。

新津産業労働部長 22 件と公表しているのは、経済産業省の指定統計による数値でございます。個々の企業名についての公表はできないということになってございます。

白井委員 産業集積推進課がかかわって、いわばさまざまな誘致をしている。それに対して雇用するなどといったケースにおいては補助金をもちろん出す。今の部長や次長の答弁だと経済産業省の指定統計だから明らかにできないと言うのだが、企業誘致したものを明らかにできないなんていう話はあんまり聞いたことはない。ちょっとそんな答弁では納得できないな。

小林産業労働部次長 説明不足で大変申しわけございません。私どもの調査につきましては、国が指定する工業立地法に基づく調査でございます。私どもは先ほど部長から説明ございましたとおり、統計調査の目的以外のために公表、情報を出してはいけないということで国から指示をいただいております。大変申しわけございません。雇用者の数につきましては、これもやはり国の統計調査であり、統計調査課のほうで調べており、私どもでも数字はいただいておりますが、現に持ち合わせておりませんので大変申しわけございません。

桜本委員 この成果説明書に県内外の企業訪問 461 社とありますが、これも企業訪問の工業立地法に基づいた中での訪問なんでしょうか。

小林産業労働部次長 これは私どもが実際に日々活動した実績を出したものでございます。統計法とは関係ございません。

桜本委員 そうすると、この 461 社の中に 22 社が含まれているということですか。

小林産業労働部次長 大概の場合は含まれているのですが、中には企業の御努力によりまして、立地した場合もありますので、両方入っているということで御理解をいただきたいと思えます。

桜本委員 この原資は、全部、工業立地法に基づく何か補助金だとか、助成金だとか、あるいは基金として残っているものを使っているとか、何かそういったものがあるんでしょうか。

小林産業労働部次長 特に原資はございません。独自に市町村等に照会をいたしまして受け取ったものでございます。

桜本委員 それじゃあ、何か法律の根拠がよくわからないんですが、何でその工業立地法に基づいたものの中でやってきて地域に公開できないのか。あるいはそういった雇用者数を公表できないのか、その根拠を逆に示してください。ただ、法律の中でできませんということではなくて、こういう法律の中の条例、あるいは条項等に基づいて出せませんといった根拠を示していただけませんか。

小林産業労働部次長 統計法第 40 条第 1 項に規定がございまして、行政におきましては、特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、調査票情報を提供してはならないという規定がございまして、それに基づきまして我々もそうしているわけでございます。

桜本委員 その目的に基づいてということは、いわゆるここの積極的な企業訪問を通じて企業支援を行って努めてきたということですね。それであれば、公開できる事業と公開できない事業で分ければいいじゃないですか。この記載の仕方をみんな同じにして、県の努力として 461 社も回りました、そして 22 社は工場立地をしたけれども、それは公開できません。それだったら別枠で設けてちゃんとした事業の概要及び成果にすればいいじゃないですか。書き方を直してください。

小林産業労働部次長 大変申しわけございません。次年度以降は気をつけて記載内容も明確にさせていただきますと思います。

(大規模集客施設の適正立地について)

桜本委員 そんなふうにしてください。

次に成果説明書の 28 ページ、商業振興金融課の大規模集客施設の適正立地ということの中で、大規模な集積立地計画の提出が 2 件ございますが、どこでしょうか。

赤池商業振興金融課長 昨年の 2 件につきまして、まだ仮称ですけれども、向町開発計画という、甲府市の向町ですけれども、そこが 1 件です。あともう一件はホームセンターくろがねや甲州店の 2 件が提出されております。

桜本委員 これは早期に公開されるということで、例えばいつごろの事業の開設において、どのくらい前の事業等の公開になっているんでしょうか。

赤池商業振興金融課長 県の要綱に基づく行政指導ということですがけれども、今までいきなり大規模小売店舗法に基づく届け出がなされて、あるいは、農地転用の申請がなされてということで、周りの皆さんから話題、あるいは意見などをいただかないうちにどん

どん進んでしまうという事態でしたので、それらの法定手続が行われる 3 カ月前までに提出をお願いしたところです。法定手続については先ほど言いましたように大規模小売店舗法とかいろんなものがあり、それぞれ違うんですけども、例えば大規模小売店舗法であればそこからまた 8 カ月くらいの期間がかからないと営業できないということです。それぞれの法律がありますけれども、いずれにしても、それらの法律の 3 カ月前までには提出してくださいとお願いをしております。

桜本委員 成果説明書の最後のほうで大型店と地域との連携等に寄与したと記載されていますが、具体的にどんな点が寄与されているんですか。

赤池商業振興金融課長 この方針では、先ほど御説明しました早期の届け出、もう一つは周りの地域に貢献していただくため、そうした貢献の計画も出してもらうようにしております。例えば緑化とか、あるいは地域の雇用を図るといった地域貢献も一つの柱にしまして、そちらの計画を出していただくと同時に、それを実行していただくということで地域の貢献に寄与しているというふうに考えております。

(託児サービス付き職業訓練の推進について)

桜本委員 次に成果説明書の 89 ページ、産業人材課、ここで子育て中の女性のための託児所を設けて職業訓練を実施したということで、それぞれ 3 つの支援事業の中で利用者がそれぞれ 2 人、0 人、5 人というようなことで、成果のあらわれが薄いと感じられ、事業の中身として非常に合致していないと思うのですが、どんな経緯のものだったのでしょうか。

遠藤産業人材課長 託児サービス付きの職業訓練につきましては、チャレンジマザーの就職の支援、あるいは母子家庭ということで、募集の時点でサービスの御案内をしているわけでございますけれども、ニーズが少なかったという理解でおります。

桜本委員 こういった事業というものは、最初に予算を盛る前にニーズがあるのか、ないのかということ調査し、ニーズがあると思って予算あるいは事業として成り立つんじゃないですか。前段階ではどういう調査をされたんですか。

遠藤産業人材課長 ニーズにつきましては例年どおりの予算ということの中で、チャレンジマザー事業として、子育て中のお母さん方、あるいは母子家庭のお母さん方の就職の支援を目的に、小さいお子さんがおり、子育て中のお母さん方を支援していきましようという形の中で託児サービス実施しています。ところが、託児対象年齢のお子さんがいなかったとか、子育て中のお母さん方であっても近くの親に見ていただけるといった形の中で託児所のニーズが少なかったという理解でおります。

桜本委員 今、説明の中に例年どおりといった言葉がございましたが、そういった考え方が行政と言うか、硬直化を生み出す背景じゃないんですか。前年を踏襲するということがなく、そこであんまりニーズがなかったからこの事業はちょっとやめようとか、あるいは、ちょっと切り口を変えていこうかといった事前の準備というものに時間をかけることが事業の成果につながると思うんですが、いかがでしょうか。

遠藤産業人材課長 委員御指摘のとおりでございますので、事業のニーズの把握ということについて、意を用いていきたいと考えております。

(グローバル化社会に対応できる英語力の向上について)

- 桜本委員           じゃあ、ぜひそんなふうにご注意をしてください。
- 次に教育についてですが、成果説明書の 109 ページ、グローバル社会に対応できる英語力の向上ということで、外国に教員の派遣をしているところではありますが、この方々というのは例えば具体的に資質の向上だという言葉であられされていますけれども、例えば英検の 1 級をとったとか、あるいは、何とか試験をとってきたとかというような具体的な目に見えるような形の資質の向上に結びついているのでしょうか。
- 渡井義務教育課長   その点に関しましては、特に今言ったような英検の取得ですとか、何か目に見えるような形でのものはございませんが、各学校において、あるいはその地域においてリーダー的な存在となって研修の成果を広げているということでもあります。
- 桜本委員           資質の向上というのは非常に目に見えないものだと思うんですね。すると、何をもって資質の向上と考えるのか。結局、大きい予算をつくるわけですから、資質の向上に対して判断すべき者がいなければ成り立ちませんよね。そこでどういうやり方をされているんですか。
- 渡井義務教育課長   帰ってこられた教員の方に例えば教育センターで行う講師になっていただいたり、その他いろいろな場面で指導的な立場になっていただいたり、そういうことで図らせていただいております。
- 桜本委員           今の説明ではよくわからない部分がありますが、県の予算で海外まで送るわけですので、例えばこの山梨県の英語教員はこれだけのものを持っていますよというようなものを、ぜひ目の見える形を出していくとか、あるいは、例えばイギリス人やアメリカ人あるいは英語を使う地域の方々の審査によるコンテストみたいなことをやりながら、この方が一番日常会話になっていますなどといった目に見える形というものをぜひあらわしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 渡井義務教育課長   今のご意見を参考にしてまた取り組んでいきたいと思っております。
- (地域と連携した教育環境づくりについて)
- 桜本委員           じゃあ、具体的になるようによろしく願いいたします。
- 引き続き 111 ページ、地域と連携した教育環境づくりということで、中段のところに、「これにより 309 件の不登校等の問題行動に対応し、そのうち約 57% が解決または好転となり」と、具体的にパーセントが入っているわけですが、この 57% は良好な形なのか、それとも不足な形なのか、あるいは本当に大変な努力が必要なのか、どういう 57% の数値の成果なのでしょう。
- 渡井義務教育課長   これにつきましては、不登校にもいろいろ程度があるわけですが、基本的に再登校できた数、それから再登校までは行かないけれども、学校に向けて再登校に近づいたというような数であります。
- 桜本委員           確かにプライバシーの問題があるかとは思いますが、私たちがやはり政治として客観的に見ると、どういう地域のエリアに不登校が多いとか、何かその山梨全域を見た中で判断できるようなものを指し示すことができるのでしょうか。個別の学校は無理かとは思いますが、例えば学区の中ではこうだとか、その中にやはり性質として地域の中で格差があるとか、その地域が極端に多いとかといったものをやはり私たちも地域政治としてデータが必要だとは思いますが、そういった

データを出せるようなものがございますか。

渡井義務教育課長 今、現在ですと全体的な県としてのパーセンテージの提示ができ得るところでありまして、個人情報の問題もいろいろありまして、今の時点では個々の地域ごととかいうことについては難しいかというふうに思っております。

桜本委員 プライバシーというものの広さあるいは狭さというものもあるんですが、ぜひ、その辺は地域の代表として 38 人の県議会議員がいる中で、例えばそれが都市部の人口集積地域に多いのか、あるいは農村部あるいは過疎地に多いとかいう部分ぐらいは、やはりこれから私たちが取り組む中でも大事な数値となりますので、できるだけの御努力を願うということは確約できますか。

渡井義務教育課長 いろいろ大変微妙な部分もございますので、このことについてはまた検討していきたいと思っています。

桜本委員 この不登校の中で、山梨においてはまだ自殺あるいは自殺未遂の児童生徒はいないというようなことを聞いているんですが、例えばこの不登校の中において、いじめが原因なのか、それとも違う原因なのかなど、どのような分析をしているのでしょうか。

渡井義務教育課長 不登校につきましては、今、心配されているいじめが原因で不登校というのは非常に少ない数値でありまして、今そのデータがすぐお出しすることはできないのですが、多いのはやはり本人の学校に対する向う気持ちですとか、家庭における状況などが多くを占めております。

桜本委員 309 件という数値をここで成果として出しているわけですから、あらかじめ、この委員会においては 309 件の内訳が具体的にわかるようなものをやっぱり持っておいていただかなければならないと思うんですが、今後、考えていただけますか。

渡井義務教育課長 今その資料がありましたので詳しくお話ししますと、小学校において不登校の最も大きな原因は、不安などの情緒的混乱が 36.4% になっております。それから無気力が 30.0%、あとは病気ですとか、家庭の生活環境の急激な変化、親子関係をめぐる問題がそれぞれ 10% 程度ということになっております。

中学校では一番多いのは無気力というのが 28% でありまして、続いてやはり不安などの情緒的混乱が 25.2%、学業不振というのが 16.5% 出てきます。あとは遊び・非行、友人関係をめぐる問題がそれぞれ約 10% という形になっております。

桜本委員 教育を取り巻くこういった問題は、社会でもあるいは子どもを持っている親御さんたちにとっても非常に興味を持っているわけでありまして。今、課長さんが説明したデータは公表されているんですか。

渡井義務教育課長 文部科学省が行っている問題行動等の調査の発表の折に、山梨県といたしましてもこれらのデータを公表しております。

(生きる力を育む体験活動の推進について)

桜本委員 よくわかりました。

続いてその下にあります、生きる力を育む体験活動の推進ということで、県立高等学校 32 校において 171 事業を実施しているとされています。一方、産業労働部の 9 ページにありますキャリア教育の推進ということで、約 40 万 5,000 円の予算の中で 10 万 9,000 円を使われているということですが、その 2 つの部をまたがる同じような事業の中で、どのようなすみ分けをされているんですか。

赤池高校教育課長 産業労働部のところに書いてありますものにつきましては、いわゆるインターンシップ、就業体験ということで高校生が企業に行って、四、五日の場合が多いわけですが、いわゆる就業体験をするということでもあります。一方、教育委員会の生きる力を育む方はそれ以外の体験活動、現在、高校生が学習指導要領でもそうですけれども、体験活動を重視しなさいということで、社会に自立していくためにはさまざまな体験活動が求められております。就労体験以外の体験活動についてこちらの方で事業として取り組んでいるところであります。

桜本委員 成果説明書 111 ページの方にも地域の産業というようなことも触れられているようですが、このキャリア教育の推進とこの生きる力を育むというのは全く違う事業なんですか。

赤池高校教育課長 キャリア教育そのものは先ほど申しましたように社会人としての自立ということですから、目的は社会に出て自立した人間を育てるという意味で同じであります。先ほどの繰り返しになりますけれども、大きな柱は同じですが、内容的に就業体験ということとそれ以外の体験ということで分けているということでありまして、高校教育課としましてはキャリア教育全体の推進のためにやっているというふうに捉えております。

桜本委員 具体的に教育機関とか住民との連携というのは、例えばどういうところにどういうことをしているんですか。

赤池高校教育課長 ボランティア活動ですとか、それから高大連携や保育体験ですとか、あとは地域の商工会と連携した活動などというようなことが入っております。

桜本委員 では、内容は全く違うという理解でよろしいんですね。

赤池高校教育課長 便宜上、就業体験とそれ以外とに分かれており、内容的には違うと考えております。

桜本委員 よく相手方の事業も見つめながら整合性の合う、あるいは全く共通するような部分であれば分けるなどして、メリハリを持った事業にぜひ変えてみてください。

赤池高校教育課長 その点の御指摘に対しましては、平成 25 年度の予算ではその方向で考えてみます。

(企業誘致の推進による産業集積の促進について)

棚本委員 私、関連でするとしつこくなると思いますから、改めて一委員の立場で先ほどの産業集積の概要についてですが、ちょっとどうしても理解できなくて、これは決算という性質上、別に攻撃でも何でもありませんから、ただ、私自身がやはり先ほどの締めくくりを聞いていても、どうしてもよくわからないんですよ。私は当選以来、10 年、この産業集積、企業立地というのは自分も一緒にさせていただいた部分

もありますし、この成果説明書の冒頭にある活力ある産業の集積と雇用の拡大による本県経済の活性化を図るために県費を導入してやるんだということでもずっと理解してきて、私どもも応援団として行動をしてきたつもりであります。しかし、これを受けて平成 23 年は 22 件の工業立地を図って、この本来の目的を達成するために県費を入れて決算の数字も入れて目的を図ったとするならば、雇用拡大をうたっている以上、雇用拡大が統計法でどういう縛りがあるとしても、県事業ですから県事業の中の部分としての解釈でいけば、この 22 件は、工業立地を図った部分の雇用の数字が統計法とはまた別な県事業としての立地を図るために一生懸命やってきたという成果が決算の中で本来出てくるのではないかと思うんです。くどいようですが、攻撃でも何でもありません。これもう一度お聞きしますが、統計法とこの事業が理解できないんですよ、ここをお聞きします。

小林産業労働部次長 なかなか法律のしがらみもありまして難しいところではございますけれども、これは工場立地法という法律がございまして、法律の制定から 5 年目になりまして、私どもの計画も 5 年目に入っているわけでございます。その中で企業立地を進めていくということで指定業種、機械・電子産業、それから健康関連産業を本県では指定業種で中心に進めておりまして、昨年につきましては 22 件の立地ということでございます。先ほど来説明しておりますように、法律の縛りがございましてなかなか、企業名等々をお出しするのが非常に難しいわけでございますけれども、私どもも雇用の関係につきましては、非常に興味を持っておりまして、委員がおっしゃるとおり独自にアンケートをとって、訪問してどのくらい雇用したのかという形で聞いてみたんですが、なかなか企業さんも教えてもらえないという実態がございまして、正直、私どもも正確な数字をつかむことでは非常に苦勞しているところであります。

棚本委員 今回の次長さんの説明は、先ほどの桜本委員の御質問に答えた形と同じかなと思うんですが、しつこいようですが、県事業として雇用拡大を図るため、一生懸命に知事を先頭に県職員の皆さんも企業立地をなされた、しかしこの成果の数字が統計法の縛りで出せられないということですが、それでは市町村が一生懸命に企業誘致をして 1 社来ましたと、山の中へ、懸命に雇用のないところへ 50 人雇用していただきました。この数字も統計の縛りをかけられて出ないという解釈ですか。県が雇用拡大を図るために懸命に、私も承知しています。最初から企業立地、簡単な話ではなくて御努力されてきたことも承知しております。この努力の成果というものは全く表に、例えば県議会の場でも出せないような縛りが、統計法が法的には優先されるのかどうかをもう一度お答えいただけますか。

小林産業労働部次長 まことに私どもも苦しいわけでございますけれども、この統計調査がやはり国から指定統計ということで、統計法の縛りを受けているということでございまして、我々としてはいかんともしがたい実態がございまして、御理解いただきたいと思います。

棚本委員 再三にわたり恐縮です。この 22 件、県もかかわり合って誘致されたわけですね。かかわり合って 1 社ずつについては当然そのときにどのくらいの雇用が生まれたかは、当然、単体であっても産業集積推進課のほうでは 1 社当たりどのくらいの雇用が拡大したということは把握しておられている。先ほどの回答の中で企業の秘密もあってそれは県に示さない場合もあるというお話もあったんですが、県がかかわり合って誘致された企業が、うちどのくらい雇用拡大するかは県にお答えできませんと言うことは、大きい意味で私どもが推進している企業誘致でありますけれども



も、行政官民一体で山梨の経済、雇用の拡大を図るんだという趣旨の中でどうして企業が壁をつくって、企業法の情報部分があるから出せないということになるのか、私ども一委員としても全然理解できないんです。どうして県費を使って官民一体で来た企業が示せないのか、どうしてそこに統計法の縛りにかかってくるのか、企業誘致の観点から見てどうしても納得できないんですが、企業も壁をつくるわけですか。一緒に歩もうとして山梨県に入った企業が、企業が壁をつくって何人雇用したかわからないという部分も実際にあるわけですか。

小林産業労働部次長 先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、全て私どもがかかわった企業ではございません。私どもがかかわった企業につきましては、先ほど言った産業集積の助成金等がございまして、それがどのくらい雇用を新たに生んだかということが要件になってきますので、当然そういったものは把握できるわけでございます。ただ民間独自の御努力で立地していただいたという場合におきましては、やはりその情報の取得は立地がわかってからのアプローチになることから、今までのご縁がございませんので、なかなか教えていただけないという実態がございまして、ただ、一般的に私どもがたまねく県下の企業におきましても企業訪問しているわけですが、そういったときには「今、従業員さん何人いらっしゃいますか」ということは必ず聞くようにしております。

棚本委員 これ以上余り感情を主にした議論もいけないと思いますが、また総括の機会にでも述べますが、最後に 1 点だけ、そうすると、この 2 2 件のうち純粋に県費を投入して企業立地を一生懸命進めた成果というのは、決算上の質問であります。何件と理解すれば、そして、しっかりと官民一体で誘致して雇用拡大も図れたという純粋な数字というのは何件でありましょうか。

高根産業労働部理事 先ほどからの質問の中でもう少しちょっとこの成果説明書 4 ページの資料を見ながら簡単に説明をしたいと思っております。8 の企業誘致の推進ですけれども、これにより平成 2 3 年は 2 2 件の企業立地を図ったと。この内容につきましては先ほど小林次長から説明しておりますように、全国的に企業立地動向調査で 1,000 平米以上の土地を取得した時点という、その年内に取得したということで統一的な統計でやっております。この 2 2 件は平成 2 2 年 1 月から 1 2 月の間に山梨県内に土地を取得して立地していただいた企業の実際の件数ということで御理解をいただきたいと思っております。この調査を行うときには企業にもいろんな立場がありまして、先ほどから説明しておりますように、統計上の秘密の部分があります。ですから、企業名を出さないということを相手の企業のほうにもお話をしながら、国で統一して調査をしておりますので、それで 2 2 件につきましては個別の企業名を公表できませんということで我々も理解しておりますし、そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

次に、その下の企業訪問 4 6 1 件につきましては、これは我々と東京事務所等が実際に 1 年間に歩いた企業を訪問した数です。これが上の 2 2 件にどうかかわるかということですが、1 回訪問して場合によっては山梨県に立地する場合があります。これは延べ件数ですから、場合によっては数回足を運んで山梨県に来ていただく場合もありますし、場合によっては 2 年、3 年前に我々が行きまして、その状況を見て平成 2 3 年度に立地していただく場合がありますので、この件数のうち 2 2 件がどのくらい直接影響したかというのは、今、手持ちの資料がないんですけれども、相当数、実際のところは本県に企業誘致、企業にきていただくということは訪問をして働きかけをしております。

その下の今度は県費の部分ですけれども、ここに載っている金額につきましては

産業集積助成金の運用 2 件、山梨県に入っていて投資額が 5 億円以上、地元の雇用として 10 人以上の雇用していただいた企業に、土地代を除く投資部分の 1 割を助成した金額がこの部分です。県費と事業のかかわりというのはこの金額で言いますと、2 つ目の助成金の運用というところが非常に関係しております。その下のコミッションの運営というのは、先ほどからありますように、県と市町村または関係団体がいろんな情報網を持ちまして、企業から動きがあればそちらに足を運び、あるいは具体的に立地したいという場合ですと、いろんな事務手続をしているということになっておりまして、全体のかかわりはそういう内容ですので、御理解をいただきたいと思います。

棚本委員

この大きい数字はそうかもしれませんが、私ども決算委員会の場ですから、県費の投入というのは人件費まで含まれるわけです。これ当然決算の中の人件費、執行額が先ほど説明ありましたが、ここはすりかえちゃいけないと思います。これは全然県費を使わないで、先ほど相反する話かもしれませんが、努力は認めますという話を、私ども最初からかかわり合っていますから、個別にも行ってぜひ山梨県の担当が行くからこちらへ誘致してくれませんか、場合によって私ども本当は東部地域も寂しいけれども、場合によって甲府圏内でも結構ですという、今まで一緒に動いていただいた関係の皆さんもいます。ですから、その御努力は認めた上で県費を投入しているというのは、これのただ単体の予算の決算の話だけではなくて、人件費も投入して県職員が出向いてやっていった、その努力の中で純粋な 22 件の数字が、今まで何年かけて成果が出て結構です。23 年度決算ですから 23 年度決算の中に入られたこの 22 件の数字の中で、例えば統計法によるものが幾つで、今まで何年かけても努力の成果が 1 件でもいいじゃないですか。1 件でも誘致するということは純粋にこの県の誘致活動としてできたところはどういうことかという、決算の性質上としてその数字をお聞きしたいという話をしたつもりでいますが、そこをちょっと教えていただけませんか。

高根産業労働部理事 先ほどの 22 件のうちですけれども、個々の企業名を今ちょっと持ち合わせていないんですが、約 8 割ぐらいです。

上期ではちょっと細かい数字を持っているんですけれども、約 8 割は直接企業とかいろんな情報を得て、こういう措置がありますとか、こういう工場の一部は使えそうですということの情報提供しながら山梨県に来ていただいたものです。ですから、約 8 割という形で御理解をいただきたいと思います。

棚本委員

8 割、残り 2 割が県のかかわり、それでも大きいかなと思います。ただ……。

高根産業労働部理事 ちょっと説明が不十分で申しわけない。直接何かしらのかかわりを持ったのが約 8 割というふうに御理解をいただきたいと思います。

棚本委員

ですから、しつこいようですが、私どもあれほど努力したことを見してきました。ですから、決算の性格上しっかりと努力した数値を、統計法なんていうのはぐらかされる問題とは別に、知事がこのことはかなり大きなウエートをかけてずっと私どもにも提示をしてきました。ですから、私どもも真剣になって成果を求めて私自身に関連したのが結びついたのか、結びつかないか、半々ぐらいでありましたけれども。これは山梨県の大きな行政課題だ、私ども県議としても大きな仕事だと思うから懸命に職員の皆さんとやってきた。しかし決算を見ると統計法ではぐらかされて、本当に純粋にかかわり合ったものが何件ぐらいの把握が、決算委員会の中で数字が示せないような努力じゃなかったはずです。そこが悔しいということで、一生懸命御

努力して直接タッチして企業誘致に結びつけたのが何件という数字はせめて正確にお示しいただかないと、これでは決算委員会なんていうものが進むと思いますか。この疑問持つのは私だけですか。皆さんそこに座っていて本当に真剣にそう思っていますか。真剣にやったならやった数字が出て当たり前じゃないですか。真剣勝負でしょう、決算委員会というのは。

小林産業労働部次長 今後におきましては委員会の意見も重く受けとめまして、今まで以上に粘り強く企業にヒアリングをいたしまして、そういった雇用に対してプラスになったかといったことつきましては調べていきたいと考えております。

棚本委員 結構です、ありがとうございました。

白井委員 今のことはもう私もこれ以上言及しませんが、どちらにしても県政の重要な課題であるこの企業誘致に対して、企業名が明らかにできないとか何とかかんとか信じられないような話をしているけれども、とにかくみんなのこの場では時間の関係で大変でしょうから、ゆっくり説明をしてください、また機会を得て。

(勤労者住宅建設資金対策費について)

それからですね、決算説明資料の産の 3 ページの中ほどに労働福祉費というのがあって、勤労者住宅の資金対策云々というところに 4 9 1 万 6, 0 0 0 円と記されておるけれども、勤労者住宅建設資金対策費とは何ですか。

塚原労政雇用課長 御質問の勤労者住宅資金の関係ですけれども、この事業につきましては勤労者が住宅を建てる際に、その資金を貸し付けるという事業がございまして、実は需要がなくなったものですから事業自体はもう終了してございます。その以前に貸し付けた部分の資金を労金のほうに預けるというものでございます。

白井委員 この勤労者の住宅資金の貸付制度というのはもう終わってしまっているわけ。終わってしまったものの、いわば返済かなんかのことで、対策費ってあるから私は対策費とは何かと尋ねているんだけど、終わってしまったものの返済かなんかの関係に使った約 5 0 0 万円の金ということですか。

塚原労政雇用課長 委員御指摘のとおり、前に貸し付けた部分の貸付額の残余额の 2 分の 1 を県が労金のほうへ預託すると、そういう制度がございまして、それが残っているということでございます。現に貸し付け自体については平成 1 7 年度で新規の貸し付けは終わっております。

白井委員 こういう制度をもうなくしたということは、極めてニーズが少ないということでしょう。本来ニーズがあれば当然のこと 1 7 年度どこじゃない、今日も続いているのでしょけれども、勤労者の皆さん方のお金を貸してほしいというニーズが極めてもう少なくなったと、一言で答えて。

塚原労政雇用課長 そういうことでございます。

(商工振興費について)

白井委員 次に産の 5 ページ、商工振興費の中に商工会指導費、中小企業団体指導費、中小企業等指導費、特に商工会指導費の場合は 1 0 億円余という巨額になっているけど、このところの説明のときに余り具体的な話を聞いてないけど、この指導費というのはそれぞれの商工会や中小企業中央会やなんかの人件費に相当するものですか。

伊藤産業政策課長 商工会連合会、商工会、それから、2つの商工会議所の人件費と、それから、事業費でございます。ほとんどが人件費であります。

臼井委員

この委員全体の中でそういった中小企業団体、商工会やら商工会議所も含めて、人件費は国権で支出しているんだと思うけれども、そういうことが例えばまだわかってない1期の委員もいるかもしれない。あるいは1期でなくても余りにも説明がないからわかっていない委員もいるかもしれないけれども、こういうことはもうちょっと具体的に説明した方がいいと思うよ、実際言って。何ら具体的な説明がないんだな、10億円なんていう金額のものに対してもそうだけれども。そこでもし一覧かなんかの資料があったらそれもらえば結構だけれども、人件費というのはたしか国権で、今はどうか知らんけど、かつて折半して50、50で支出していたような、これ私の記憶が間違いじゃいかんが、そこで山梨県連商工会連合会、それから、中小企業団体中央会、それから、商工会議所、ほかにまだあるのかどうか知らないけれども、こういったものの人件費の実態というものをぜひできれば一覧で資料として示していただいた方がいい。

なかなか商工会や会議所や中央会が自分たちの資金で人件費を払っていると思っっている県民も恐らく大半だろうし、我々議員の中でもそうお思いの人も、説明がなければ思っている人も多くいるかもしれんし、ぜひ、この商工会関係の指導費ってあるから人件費とはこれ書いてない。この人たちはお金いただいている人たちは指導員だから、それを指導費とあなたたちは言っているのかどうか知らんけれども、現実にはこれ人件費だと私は理解しているんだが、細かな資料を今直ちに出せないんだしたら委員長にもお願いして、これを総括審査前にできるだけ早く出してほしいと思います。後で答えてくれ。

(高度化資金貸付金について)

それから、高度化資金の産の9ページかな、高度化資金の償還金が17億4,900万円余と書いてありますが、高度化資金というのは我々すごく関心のあるものだけれども、これも余りにもすらっと説明しただけで、内容はほとんどこの委員全員が知らされてないはずですよ。これなんかもぜひ具体的に教えてください。高度化資金のこの17億円というものの下に決算報告書の155ページを見ろと書いてあるんだけど、この決算報告書はだれがつくったか知らんけれども、この数字は眼鏡をかけても読めない。部長か教育長、読めるかね、この数字、決算報告書の数字。教育長、眼鏡かけているでしょう、読める？

瀧田教育長

眼鏡をかけていないと読めません、眼鏡をかけているので読める状況です。

臼井委員

かけていたって見えないでしょう、こんなの虫眼鏡で見たって見えない。言葉が悪いけど、これはだますためにやっているのかなと思ってしまうよ。余りにも具体的のことを知らせないためにこんな決算書つくっているのかと、誰が読めんだ、これ、本当に失礼だね。もうちょっとわかりやすい決算書でなければ、私は普通の字だったら眼鏡をかけなくても読めるんだけれども、これだけはさすが読めないわ。読めない、読ませない、理解させないための資料だと言われてもこれはやむを得ないと思うよ。こんなことは大した指摘じゃないかもしれんけれども、もうちょっと親切にやらなきゃいけない。先ほど棚本委員が真剣勝負で決算委員会やっていると言っていたが、そのとおりだと思う。そんな意味でね、参考として決算報告書155ページを見ろと書いてあるんだけど、見ても何もわかんない。そんなことであえてこれも資料にしてくださいと言っているんです。

伊藤産業政策課長 説明が足りなく大変失礼いたしました。商工団体の人件費補助金につきまして、後ほど 23 年度決算額について一覧表を作成してお配りさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

赤池商業振興金融課長 高度化資金の償還金につきまして、今、現在貸し付けているところからの償還と、この前御議決いただきました不良債権化した部分からの過年度の回収があるんですけども、当然過年度分の回収につきましては一覧表でお出ししますが、現在貸し付け中の組合名等は正当な利益を害するおそれのある不開示情報に当たりますので、個別名はちょっと出せませんが、このような金額が返されているというのは後でお出ししたいと思っております。

吉田出納局次長 臼井委員の最後の報告書の件でございますが、これは出納局のほうで印刷をさせていただいております。確かに私が見ても非常に字が細か過ぎて見えない部分がございますので、来年度以降、読みやすいものになるように努力させていただきます。よろしく申し上げます。

木村委員長 執行部に申し上げます。臼井委員から資料の要求等のありました事項につきましては、十分精査の上、後日資料の提出を願います。

## 質 疑 警察本部関係

(収入未済額について)

桜本委員 警 2 の収入未済額につきまして 50 万 3,000 円とありますが、この内容、回収方法、回収の状況についてお答えいただけますか。

川崎会計課長 収入未済額 50 万 3,000 円につきましては 2 件ございます。1 件が信号機事故弁済金 45 万 6,500 円、もう一件が放置違反金 4 万 6,500 円でございます。それぞれの具体的な内容及び回収方法等につきましては、担当課であります交通規制課、交通指導課の順に御説明させていただきます。

長田交通規制課長 交通規制課の収入未済の関係ですが、信号機の事故の弁済金ということであります。これにつきましては全額弁済を督促してまいりましたが、納人の資力が乏しいことから分割かつ不定期な納付にとどまり、これまでの納付額は弁済開始から 9 年が経過した現在、計 20 回、合計 18 万 4,000 円となり、全体の 28%程度にとどまっております。督促は電話で連絡後に納付書を自宅に郵送する、もしくは面接により直接手渡すなどしてまいりましたが、平成 24 年 3 月に納人が自己破産を申し立て 7 月 19 日に免責許可の決定が確定し、債権の行使ができなくなっております。よって残りの債権の回収はほぼ不可能に近い状態になりますが、本人の任意による自然債務の履行も考えられることから、引き続き債務者の生活実態などの把握に努め適正な債権管理に努めるとともに、今後の対応について県当局と検討していきたいと考えております。

本田交通指導課長 放置違反金につきましては所管しております交通指導課で説明いたします。平成 18 年 6 月に道交法が改正になりまして放置違反金制度が制定されました。今までと大きく違う点はそれまでは違反者だけを取り締まっていたものですが、改正後

は車の使用者まで違反金の請求ができることに制度が変わりました。その違反金納付制度が新設されて、その違反金のことを放置違反金と申します。ちなみに平成 23 年度に徴収すべきものが 6 2 6 万 2,8 0 0 円ほどでございましたが、そのうち 6 2 1 万 6,3 0 0 円が収入済みであり、4 万 6,5 0 0 円が収入未済額ということで、それが年度繰り越しになっております。回収の手だて・方法につきましては、滞納者に対する通知や電話による催促はもちろんのこと、自宅を訪問しての面接催促等を行っております。また滞納処分を視野に入れた財産調査なども行っているところでございます。

(自主防災ボランティアの支援について)

桜本委員

次に移ります。成果説明書の 1 0 2 ページ、自主防災ボランティアの支援という部分があるんですが、相変わらず、おれおれ詐欺というものがなくなっていないわけで、そしてさまざまな手口によりふえているわけなんですけど、その中で例えば老人クラブ等高齢者等に対する犯罪を抑止する、怖さというか、そういったかかわり合いはどんなふうに行っているんでしょうか。

古屋生活安全部参事官 高齢者に対するオレオレ詐欺の予防活動や施策についてお答えいたします。高齢者の自宅へ警察官が訪問しまして、今まで報告されたオレオレ詐欺の手口などの紹介をしたり、留守電対策として要は電話かかってくるすぐ出ると、向こうのほうからの声に回答しなきゃなりませんから、こういう留守番電話作戦というような形を定着させるように、留守電にすれば今度は被疑者の声が入ります。そういったことをやることによって本人たちは電話を切る、そういった留守番電話作戦の定着化も図ります。

そして、家族のきずな作戦、これは小さい子どもから年寄りに対して遭わないようにという声かけといいますか、防止施策、この家族のきずなを大切にすればそういった事案があったときにはまず息子さんに電話をするといった連携を図ればそういったオレオレ詐欺にだまされないように、防止ができる、ふだんから声を聞いておけば必ず年寄りもそういった被害に遭わないというような作戦もございます。

また、最近では警察庁から高齢者に対する被害防止のために、利殖詐欺とか特殊詐欺とかいろんな手口で押さえた名簿がございまして、こういったものを活用するために警察官の巡回連絡を行いながら、高齢者の自宅のほうへ行って注意喚起をする作戦、これは捜査の過程で入手した名簿を活用した被害防止活動といいますけれども、そういった活動もしております。ちなみに警察庁からことしの 4 月から 3 回にわたってデータが山梨県警にも 1,4 5 3 名の登録者数のデータが来まして、本年 9 月末では約 2 5 9 件を実施しているという状況、さらには高齢者の集まるようなイベント会場における広報啓発活動、また高齢者の集まる場所、いきいきサロンとか出前式の防犯講話などをしながら、被害防止対策活動を行っておるところでございます。

(警察職員の充足率について)

桜本委員

次に、警の 3、警察本部費ということ中の職員給与費等で載っているわけなんですけど、例えば今の警察における充足率がどんなふうな状況になっているのか、例えば山梨県警として定数というか、9 5 0 人だと、そのうちの今 9 3 0 で 2 0 人足りないとか、そういった数値的なものは何かあるんでしょうか。

興石警務部参事官 ただいま充足率というお話ですが、警察の場合は行政もそうですけど、定員と実員という考え方をしております。今、県警の定員は県議会の御支援もいただいて去年 7 人ほど増員があったので警察官の定員が 1,6 5 6 人、事務職員が 2 9 6

人で合計は 1,952 人が定員となっております。それに対して先ほどの退職者の問題が出ておりましたが、平成 22 年と平成 23 年を比較しまして 4 人ほど合計で中途退職・定年退職が少なかったものですから、いわゆる執行残が出たと決算説明資料に出ていますが、今、委員の御質問が充足率ということですので、こういった意味から見ますと、今後、現在も途中でやめる人も病気とかいろんな自己都合もございまして、そういった形で定員を 100%は充足しておりません。

それと、あと女性の場合は特に育休・産休へ入りますと、1 年ないし 3 年ということで女性警察官がお休みになることもありますので、その分はどうしても定員を下回らざるを得ない。ただ、その代替として仕事に応じて臨時職員等で対応はしておりますので、治安に間隙がないようにはしておりますが、いずれにしても定員をいろんな事情で下回る傾向があると御理解いただければと思います。

桜本委員           やはり警察の中で県民の安全安心が確保されるわけですので、その辺のことにつきましては、ぜひ不足がないように充当していただければと思います。その中で、平成 22 年から平成 23 年の中でどのくらいの人員の増員を求めて、達成率は 100%だったんでしょうか。

輿石警務部参事官   昨年増員はどのくらいだったのかということで、昨年、全国で正確な数字は押さえておりませんが、サイバー犯罪対策あるいは検視体制等々で数百人の地方警察官の増員が国でありまして、県警としても知事をお願いして国のほうに出向いていただいて、増員の要望を強力にいただいた結果、検視体制とサイバー犯罪で 7 名等々増員を認めていただいて、ことしの春にそこの増員を行ったという状況でございまして。

桜本委員           最後に 1 点、今インターネットを介した誤認逮捕ということで騒がしているわけですが、まさにこれから最新の情報というんですか、やはり情報として研修しておかなければならないということで、今後やはり研修や情報交換会議、あるいはこういったモニターの増員というよりは、もっとプロフェッショナルのところとの関係を考えられたらいかかとは思いますが、その辺どのように考えておりますでしょうか。

中山生活環境課長   委員の質問にお答えします。サイバー犯罪に対する研修ということでございますが、現在、プロバイダー協議会やインターネットの協議会とか、いろいろ民間の協議会もございまして。そういう関係団体と連携を強化しまして、昨今ニュース・新聞等を騒がしております犯罪に的確に対応できるように関係機関と連携を図っていきたく思います。

(公安委員会費について)

堀内委員           警の 3 ページ、第 9 款の警察費のうちの公安委員会費、これをもう少し詳しく教えていただけますか。

川崎会計課長       公安委員会費についてですので御説明させていただきます。公安委員会費につきましては、主に委員会運営費といたしまして委員長の交際費とか、いろんな通知連絡のための費用、また委員長とか委員の報酬・旅費、また警察広報費といたしまして「山梨の警察」の印刷費、警察協議会の会長や委員の報酬・旅費等でございます。

堀内委員           この決算報告書のほうですけれども、119 ページですね。この区分とですね、これがよくわからないんですけれども、要するに報酬の中には今言うように委員会

運営費だとか、警察広報費の報酬も入っているという解釈でよろしいんですか。

川崎会計課長 委員会費の中に報酬とか共済費とかいろんな名目が入っております。

堀内委員 それと次のページですけれども、そこに不用額のうち公安委員会費 6 2 2 万 4, 0 0 0 円あるんですが、これはさっきの説明でいきますと営業関係の許可事務費という解釈でよろしいですか。

川崎会計課長 不用額につきましては、公安委員会費の中に保安協会事務費も含まれております。これにつきまして関係の予算編成時に見積もりが少し多かったということで、その分の残額が生じております。

堀内委員 その不用額の公安委員会費ということで一括となっているんですけれども、この詳細というのはわかりますか。

川崎会計課長 済みません、細かい数字については協議会委員の報酬の執行残が 1 7 7 万 4, 7 0 0 円、これと先ほど申しあげました保安協会関係事務費の執行残が 2 1 0 万円ほど、あと警備員の指導・教養等の講習を委託している執行残が 1 1 7 万円程度ということでございます。

堀内委員 そうしますと、営業関係の許可の事務費というのは総額で 5 2 8 万円あるんですけれども、このうちの 2 1 0 万円が不用額だというような解釈でよろしいですか。

川崎会計課長 そのとおりでございます。

(組織犯罪対策費について)

高木委員 組織犯罪の予算についてお聞かせ願いたいと思います。昨年長期にわたって甲府市内中心に暴力団の抗争というんですか、対立で相当警察官も心身ともに大変だったろうし、また本部長初め大変御心配いただいたことだろうと思います。そういった中で、組織犯罪全体の予算というのはどんなふうになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

松本組織犯罪対策課長 組織犯罪対策費は幾らかというお尋ねではありますが、捜査員の旅費、広報啓発用の配布物の作成費、あるいは、捜査用機器の設備費等々ありまして、前年度で 1, 1 8 0 万円の予算を計上しているところでございます。

高木委員 済みません、今、金額がちょっとわかりませんでしたけど。

松本組織犯罪対策課長 1, 1 8 0 万円でございます。

高木委員 そうした予算がゼロになることが一番いいんですけれども、その後、収束に向かっているという話だったんですが、とはいいいながら、まだ市民の中にはまだまだ不安を感じている市民も大勢いらっしゃるって、警備体制というのはどんなふうになっているんですか。また、もしまだ警備が続いているとすれば、どのくらいの人数でどんなような状況になっているのかお聞かせ願いたいと思います。

松本組織犯罪対策課長 警戒体制でございますが、昨年 6 月及び 7 月、小競り合いが散発していた当時ですが、このときには時に 1 0 0 名を超えるような多数の警察官で警戒に当た



っております。その後、暴力団情勢を見きわめながら随時 80 名に減少させましたり、あるいは、固定警戒、固定配置であったのをパトロール形式に変更するなどをしておりまして、必要最小限の体制で警戒を続けているという状況でございます。現在も若干の警察官で交代をしながら警戒に当たっているところでございますが、現体制の詳細につきましては、これは警戒の効果にかかわってまいりますことからこれまでも警察内部にとどめておりますので、その点は御理解いただけますようよろしく願いをいたします。

高木委員

ぜひ事件が起こらないようお願いしたいんですが、そういった中で市民も立ち上がって「みかじめ料縁切り同盟」をつくられたというような話を聞いているんですが、その組織はどんなような活動をして、その成果は出ているのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

松本組織犯罪対策課長

甲府市中心街みかじめ料縁切り同盟でございますが、その活動目的は加入者が一致団結をしまして、暴力団が要求する挨拶料あるいは場所代ですとか、営業妨害などいろいろな名目で金品を要求してまいりますので、それに対して払わない、支払わないということを徹底することでございます。そのため同盟の加盟者は同盟の事務局から「払いません、みかじめ料」と記したプレートを受け取りまして、これを店舗等の目立つ場所に掲示することとなっております。また、これまでに総決起集会、年末警戒パトロールを行ったり、警察官を交えた会議を開催しまして情報交換を行うなどしてございます。県警察としましては警戒措置、それから加盟の案内を通知することによって同盟を全面的に支援してまいっておるところであります。

高木委員

今そういったものを掲示しながら、みんなでまちぐるみで防犯体制を整えているというお話でしたけれども、以前、福岡県でたしか起きたことで、暴力団を排除している排除条例を改正して、そしてステッカーを張ったという話を聞いたことあるんですが、そのステッカーを張って、それを外すように強要されるというか、脅迫されたり、あるいは店の店主が刃物で傷つけられたという事件を聞いているんですが、そういった中で暴力団のいろいろな要求をお断りしていく、そういうものを断っていったときにそういった事件が発生する、そういうことへの対策はどのように練られている、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

松本組織犯罪対策課長

甲府市中心街みかじめ料縁切り同盟の加入者に対しまして被害が加えられたという事象はこれまでに発生しておりません。現在の対策としましては、甲府市中心街でパトロールを行っておりますし、あるいは縁切り同盟の役員の方と連絡を取り合うなどをしていただいております。万が一、こういった襲撃事件のようなものが発生した場合には、まず犯人の検挙ということを徹底してまいりますし、警戒体制の見直しもして関係者の保護体制を徹底してまいりたいと考えております。

高木委員

最後に、先ほどの予算の 1,180 万円というのは、これが適正なのかどうかよくわかりませんが、いずれにしても知事が掲げる「暮らしやすさ日本一」を推進していくためには、やっぱり安全なところで安心して暮らせるというのは大きなことだろうと思います。そういった意味で警察の果たす役割は大きいので、まずは暴力団を排除していくということがすごく大きな警察としての役割あるいは仕事だろうと思います。ぜひ今後とも警戒を強めて 1 件たりともそういう事件が起きないようにお願いしたいということを要望して終わります。

(交通安全対策費について)

臼井委員 警の 3 ページの下欄に交通安全対策費がありますが、この交通安全対策費のうち道路標示の執行額がどのくらいか、あわせて予算減額を主に伺いたいと思います。

長田交通規制課長 平成 23 年度の道路標示の執行額が 5,490 万 8,700 円であります。また、予算額につきましては 9,932 万 2,000 円であります。

臼井委員 執行額が予算額に比べて大変低いと思うんですね。50% 余ぐらいしか執行できてないということですが、予算額どおり執行されていないということはどういう理由があるんですか。

長田交通規制課長 この道路標示の整備に要する予算につきましては、前年度に必要額として要求しているものであり、予算額に対しまして執行額が低いというのは、道路標示の工事を発注する際に例えば横断歩道全体を塗りかえるのではなく、近年では磨耗している部分のみを塗りかえるなど節約につながる創意工夫を加えた結果、執行額が低くなっているものであります。残りの部分につきましては、交通安全施設整備費の枠内の信号機の改良や道路標識の更新等に充当しております。

臼井委員 今のお話ですと、全面的に塗りかえる、いわゆる例えばはみ出し禁止を塗りかえるとか、横断歩道を全部塗りかえるんじゃないかと、薄くなったり、欠けている部分を補修したため、そういうようなことで執行額が低かったんだと。さらには、今、信号機に云々という話がありましたけれども、標示の予算を信号機に振りかえる必要がどうしてあるのかなと。これ素人ですから若干疑義を感じますけれども、それと同時に私は甲府の現状の駅前もそうですが、結構幅広く県下を歩いていますが、結構そういった標示が、あるいは、横断歩道なんかも含んで、多くこういう不備な、目につくというか、標示がしっかりしてないというところを目にします。さらに、つい数日前も夜結構雨が降ったんですが、雨天の夜というのはもうよほど注意してもなかなか標示が明らかにはわからない、見えにくいということで、今、東京都初め全国的に全天候型という感じで、これはもちろんコストはアップするわけですが、全天候型の道路標示というものが結構盛んになっていると伺っているわけです。

そんな点で、冒頭申し上げたように信号機に振りかえるということは、もちろん予算が余ればそれは振りかえるのは結構でしょうけれども、決して執行額が 50% 余というふうなことはまだ標示のほうが、もちろん、長田課長がおっしゃるようなそういう欠けているところを補うみたいな補修的なメンテナンスでいいところもあるでしょうけれども、もっとしっかり標示をわかりやすくしてほしいなど。そういうことも思うんで、信号機の予算がどのくらいか私も若干資料持っていますからわかりますが、信号機というのは大変コスト高なものだと思いますんで、確かにお金が余ればそっちに使いたいという気持ちはわかるんですが、標示において各所管署で毎年調べていると思うんですけれども、これが何となく徹底できてない。いわば先ほど課長のおっしゃるように補修的な形で予算が余ったというようなお話ですが、結構メインストリートでもわかりにくい、あるいは破損の状態が結構目につきます。そういう意味で、信号機にかえていくという、その必要性の理由を聞かせてほしいと思います。

あわせて、ちょっと先ほど言及した全天候型に対する、積極的な全天候型を用いるような、そういうお考え、たしか私はかつての機会でもこんなことは伺ったことがありますけれども、再度こんなことも全天候型の導入というか、そういったこと

ももう少し積極的に考えてほしいと思いますがいかがでしょうか。

長田交通規制課長 先ほど申しました道路標識の執行額が抑えられた分につきましては、県民からの要望の高い信号機等に充当しております。

それから、全天候型の道路標識ということでございますが、これは平成 22 年度以降、全天候型の路面標示材を試験的に導入しております。これにつきましては通常のビーズ式と比べまして 1 メートル当たりのコストが 2 倍以上であることから、今後これを原則とするかどうかはコスト増に見合うだけの交通事故抑止効果があったかどうかを見きわめた上で、慎重に判断してまいりたいと考えております。

また、先ほど委員のほうから指摘がありました県内のあちらこちらで磨耗している道路標示が散見されるということでございますが、このことにつきましては県警察では各警察署に対しまして、一時停止や横断歩道、はみ出し禁止の黄色実線が磨耗して補修が必要な箇所の調査を行うよう指示しておりまして、この調査結果をもとに更新等の工事発注を行っております。現に磨耗している箇所の磨耗度合いや交通状況、交通量によりますが磨耗の度合いが低いことから塗りかえの必要までに至っていない場所があったり、また警察署の補修の上申の中には本年度中に塗りかえる場所も含まれております。県警察といたしましては磨耗度合いの進んだ箇所のないよう、今後も緊急性・優先性を勘案しまして効率的に道路標示の更新を行うよう努めてまいりたいと考えております。

白井委員

御答弁は決して理解できないわけではないんですが、平成 23 年度における塗りかえの必要の道路標示というものは、どのくらい各所管署から依頼というか、件数なりあるいは距離数かなんか、そういうものをどういう形でカウントするのか私よくわかりませんが、あったのかということとをせつかくの機会だから教えてください。

それで、蛇足ですが山梨県は交通の死亡者は昨今少なくなっているということは聞いていますけれども、ただ警察の死亡カウントというのは 24 時間以内に死亡した人を死亡者として扱って、それ以降の人は恐らくチェックというか、そういうものがされてないんじゃないかなと思います。しかし交通事故が起因して亡くなった人というのは少なくとも 24 時間以外に、大げさかもしれませんが、多数いるはずなんですね。そういう点で 24 時間以内でないと負傷者ということになるんでしょうけれども、負傷者の数とか交通事故の件数というのは、結構これは例えば前年度か前年対比でも減ってはいないように私は何かの記録で見ましたが、そんな点もセクションが違うところかもしれませんが御担当の人から伺いたい。どんな事故の状況、あるいは負傷者件数を改めてお示しをいただきたいと思います。

長田交通規制課長 委員の質問にもありましたように、平成 23 年度、県内で塗りかえが必要な道路標示がどのくらいあったかということにつきましてお答えをいたします。平成 23 年度中の道路標示の塗りかえが必要であるとして、警察署から補修の上申があった箇所につきましては、12 署で合計 618 カ所の塗りかえが必要だということで本部の方に上申が来ております。

深沢交通部参事官 交通事故の近年の発生状況ということでお答えいたします。近年の交通事故の発生状況は平成 15 年に発生件数が 7,696 件と、統計を取り始めた昭和 25 年以降過去最悪だったものが、平成 16 年から平成 20 年まで 5 年連続で減少しております。しかし平成 21 年は再び増加に転じた状況があります。また、平成 22 年から再び減少しまして平成 23 年は発生件数 5,950 件、死者数 39 人、負傷者数 7,872 人という状況です。先ほどこの死者数の統計上の死者というのは 24 時間以内に亡くなった方ということで統計をとっております。そのほか 1 カ月以

内に亡くなった方とかいうことで統計上はとっておりますけれども、ちょっと手元でその数字がどの程度か把握しておりません。ただし、交通事故捜査等を進める過程においては、当然、自動車運転過失致死罪ということで事件は捜査しています。

白井委員 長田課長、618カ所を県下12署からの依頼があったというお話ですけど、もちろんこれにすべて応えられているわけではないわけでしょう、いかがですか。

長田交通規制課長 平成23年度の警察署からの補修が必要だという件数につきましては、先ほども言いましたように618カ所ありますが、これに対しまして23年度中は全ての箇所にも補修を実施しております。なお、これ以外にも本部においては県内全域の横断歩道や黄色実線の道路標示のうち、長期間にわたって塗りかえを実施していない箇所559カ所の更新もあわせて行っております。

白井委員 そうですか。私ども素人ですからどのくらいの破損というか、薄くなっている状態を例えば昨年度の618カ所にカウントされるのかと、そういうことよくわかりませんが、ともかく現状今日私どもが市内とか周辺を歩いてみても、目につくことは多数あるんですね。そういう意味で県警本部は当然各警察からの資料の提供でいろいろなさるわけだろうけれども、もう少し実態に即した丁寧な調査もある意味で必要なのかなという気が率直にするわけです。

そんな点でそういったことも留意してほしいと思いますし、この警察予算や執行額を見ても必ずしも警察予算が多いようには思えないんですね。そんな点でぜひ何よりも大切なのは人命だとよく言われますが、そのことを考えるとこの標示とか、標識とか、あるいは信号とか全体的に交通安全施設の整備というのは、余り県の財政当局もそうだし、注文する県警の会計課も控えめではなくて、積極的にこれをひとつしっかり要求してほしいと私は強く要望します。やっぱり予算の関係が、今、我々素人の目に入るような今の標示の実態、これはやっぱり予算などを反映しているのかなと。特に防災新館は相当の巨額を用途されますので、そういう意味でもこういうことに影響が、一般の交通安全施設に影響があるのかなと、これは私の推測ですけど、そんな感じもしますし、どちらにしてもぜひ、財政当局はすぐシーリングがどうこうだという話になりますけれども、人命ということを考えたら、こういったものはいささか例外であっても私は悪くはないと思いますので、ぜひ今後とも警察においては予算要求をしっかりしていただいて、人命がしっかり守り得るようにひとつ頑張ってほしいということを要望しておきます。

以 上

決算特別委員長 木村富貴子